

母子世帯の居住実態とその地域格差に関する研究

—大阪府及び大阪市の事例調査を中心として—

主査 葛西 リサ*¹

委員 大泉 英次*²

市場原理が貫徹する日本の住宅供給のもとでは、相対的に経済力の低い母子世帯は、低質な住宅に集中する傾向が高く、更にその住居費負担は極めて高くなっている。また、これらの条件は大都市とその周辺の郊外地域では事情が異なり、母子世帯の住生活にも地域格差が生じている。本研究では、母子世帯の居住実態を①居住地の選択、②育児と就労の条件、③最低居住水準、そして④住居費負担率の側面から明らかにし、更に、その地域格差を分析した。

キーワード : 1) 市場原理, 2) 住宅供給, 3) 母子世帯, 4) 大都市, 5) 郊外, 6) 住生活,
7) 地域格差, 8) 育児と就労, 9) 最低居住水準, 10) 住居費負担率

A STUDY ON HOUSING SITUATION OF SINGLE MOTHER HOUSEHOLDS AND ITS REGIONAL GAP

— The Case Investigation of Osaka Prefecture and Osaka City —

Ch. Lisa Kuzumishi

Mem. Eiji Oizumi

While single mother household's income is just a fraction of that of general households, hence housing expenses for housing still much of a burden for single mother households to manage under the market-oriented housing provision. Therefore their limited economic status relegate them to cheaper, lower quality housing. These conditions differ in a big city and a suburb. This study aims to understand single mother household's housing situation from ① selection of a place of residence, ② the conditions of child-rearing and working, ③ minimum housing standard, ④ the rate of a housing-expenses burden aspects and these regional gap.

1. はじめに

1-1. 研究の背景と目的

本研究の目的は母子世帯¹⁾が抱える住生活問題の地域格差を明らかにすることである。母子世帯の母親は仕事と育児、家事などを1人でこなさなければならない。このため、彼女達が自立した生活をするためには、居宅周辺に職場はもちろん、育児施設などの社会的インフラが整備されていることが望ましい。しかし、これらの条件は大都市とその周辺の郊外地域とでは事情が異なり、そのため母子世帯の住生活問題にも地域格差が生じているのではないかと推測される。

そこで本研究は、母子世帯の居住実態を、居住地の選択、育児と就労の条件、居住水準ならびに住居費負担という諸側面から明らかにし、更に、その地域格差を分析する。大都市の事例として大阪市、郊外の事例として大阪府（大阪市を除く市町）を選定し、両地域に居住する母子世帯の居住実態を比較する。

日本の住宅供給は公的住宅供給が不十分であるために、

世帯の経済力が居住する住宅の質を決定するという市場原則が強く作用している。そのため、経済的困難を抱える多くの母子世帯は低質な住宅に居住を余儀なくされると考えられ、特に、住宅問題が激化する大都市においてその状況は深刻なのではないかと推測される。

母子世帯に対する公的住宅支援として、母子生活支援施設（旧母子寮）、公営住宅優先入居制度、住宅資金・転宅資金貸付制度があるが、これらは必ずしも母子世帯のニーズにマッチしたものとなっていない。そのことは、母子世帯の居住実態を正確に把握しないまま住宅支援策が構築されてきたことによると考えられる。しかもこうしたミスマッチは、就労や育児の条件における地域格差の存在によっていっそう重大なものとなっていると考えられる。

母子世帯の居住状況について既存の統計調査²⁾から把握可能な資料は、1)住宅所有関係、2)住宅の規模、3)住居費支出、4)家賃であり、これらだけで居住状況の全体的な把握は困難である。

*¹ 神戸大学大学院 博士課程

*² 和歌山大学 経済学部 教授

そのため、これまで母子世帯の居住状況が正確に解明されることはなかった。

母子世帯の住宅事情の地域格差に関する既存研究としては由井（2003）がある。由井は国勢調査を利用し、京阪神大都市における母子世帯の住宅所有関係の地域格差について分析している。しかし、実態調査にもとづいて母子世帯の住生活状況の地域格差を明らかにした研究はこれまで皆無であった。

従って、本研究は、実態調査にもとづいて母子世帯の居住状況の地域格差を明らかにする初めての研究であり、更にそれは、母子世帯のニーズにマッチした住宅支援策を構築する上でも重要な知見をもたらすものと考えられる。

1-2. 研究の方法

第1に、母子世帯の居住状況と生活問題の全体像を把握するために、NPO 法人しんぐるまざあずふぉーらむ関西³⁾の協力を得て、生別母子世帯 30 名に対してヒアリング調査を実施した。この調査結果⁴⁾は、以下のアンケート調査にもとづく種々の分析を補完するものとして利用される。

第2に、大都市と郊外における母子世帯の居住状況と生活問題の地域格差を明らかにするために、大阪府及び大阪市を居住地とする母子世帯に対してアンケート調査を実施した。

大阪府の状況については、大阪府母子寡婦福祉連合会⁵⁾（母子連）の協力を得て実施したアンケート調査結果をもとに明らかにする。調査期間は 2004 年 1 月から 2 月にかけてであり、調査方法は郵送配布、郵送回収とした。対象世帯の選定にあたっては、母子連の会員 4,600 世帯のうち 600 世帯を無作為抽出した。アンケート配布数は 600 件、回収数は 240 件であり、回収率は 40.0%であった。

大阪市の状況については、社団法人大阪市母と子の共励会⁶⁾の協力を得て実施したアンケート調査結果をもとに明らかにする。調査期間は 2005 年 6 月から 7 月にかけてであり、調査方法は郵送配布、郵送回収とした。対象世帯の選定にあたっては、母子会員約 2,000 世帯のうち 400 世帯を無作為抽出した。アンケート配布数は 400 件、回収数は 296 件であった。ただし、この 296 件のうち 12 件は子どもの年齢が 20 歳を超えており、母子世帯のカテゴリーから外れるため非該当とした。従って、分析対象は 284 件、回収率は 71.0%であった。

2. 大阪府・大阪市アンケート調査の概要

2-1. 母子世帯になった理由と本人の年齢

大阪府、大阪市（以下では府、市と略記）とも調査対象世帯の 8 割以上が生別母子世帯であり、その 9 割以上が離婚を原因とするものである（表 2-1）。

母親の年齢を見ると、府では 30 歳代（55.8%）が最も高くなっているのに対して、市では 40 歳代（50.9%）の

割合が最も高くなっている（図 2-1）。

表 2-1 母子世帯になった理由

	死別	生別	生別内訳			死別・生別 合計
			離婚	未婚・非婚	その他	
大阪府	37 15.4%	203 84.6%	190 93.6%	9 4.4%	4 2.0%	240 100%
大阪市	37 13.0%	246 86.6%	229 93.1%	15 6.1%	3 1.2%	284 100%

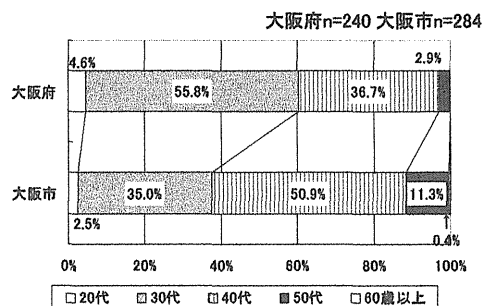


図 2-1 母親の年齢

2-2. 子供の状況

一世帯当たり平均の子どもの人数は、府が（2.01 人）で、市（1.85 人）よりも多くなっている（表 2-2）。

表 2-2 子供の人数

	1人	2人	3人	4人	5人	6人	合計	平均
大阪府	69 28.8%	112 46.7%	48 20.0%	9 3.8%	2 0.8%	0 0.0%	240 100%	2.01人
大阪市	117 41.2%	103 36.3%	56 19.7%	7 2.5%	0 0.0%	1 0.4%	284 100%	1.85人

子どもの最少年齢は、市が府よりも高い（表 2-3）。また、子どもの就学状況を見ると、府、市ともに小学生が最も高くなっているものの、その割合は、府（70.4%）が市（48.0%）を大きく上回っている（表 2-4）。

表 2-3 子供の最少年齢

	3才未満	3～7才未満	7～9才未満	9～12才未満	12～15歳未満	15才以上	合計	平均年齢
大阪府	16 6.7%	50 20.8%	76 31.7%	64 26.7%	26 10.8%	8 3.3%	240 100%	8.62才
大阪市	13 4.6%	27 9.5%	73 25.7%	53 18.7%	52 18.3%	66 23.2%	284 100%	11.29才

表 2-4 子供の就学状況

	就学前	小学生	中学生	高校生	大学生	その他	有効回答数
大阪府	59 24.6%	169 70.4%	76 31.7%	45 18.8%	5 2.1%	1 0.4%	240
大阪市	32 11.5%	134 48.0%	84 30.1%	87 31.2%	41 14.7%	52 18.6%	279

（大阪市不明 5 件を除く）

就学前の保育の状況については、府では 86.4%が、市では 81.8%が保育所に預けていると回答していた。保

育所以外では、本人や親類・知人が主として育児をしているケースが考えられる。

2-3. 世帯構成員数

親族等と同居している割合は、府(27.5%)と市(26.1%)でそれほど大きな差はない。平均家族構成員数を見ると、府(3.49人)が市(3.29人)よりも若干多くなっている(表2-5)。

表 2-5 世帯構成員数

		2人	3人	4人	5人	6人	7人以上	合計	平均(人)
大阪府	合計	33	107	62	25	10	2	239	3.49
		13.8%	44.8%	25.9%	10.5%	4.2%	0.8%	100%	
	同居	0	14	23	17	9	2	65	4.42
		0%	21.5%	35.4%	26.2%	13.8%	3.1%	100%	
大阪府	非同居	33	93	39	8	1	0	174	3.14
		19.0%	53.4%	22.4%	4.6%	0.6%	0%	100%	
	合計	82	91	80	20	5	6	284	3.29
		28.9%	32.0%	28.2%	7.0%	1.8%	2.1%	100%	
大阪府	同居	0	16	33	14	5	5	73	4.32
		0%	21.9%	45.2%	19.2%	6.8%	6.8%	100%	
	非同居	82	75	47	6	0	1	211	2.92
		38.9%	35.5%	22.3%	2.8%	0%	0.5%	100%	

(大阪府 不明1件を除く)

2-4. 就業の状況

無業者の割合は府(16.3%)が市(8.5%)の2倍近い。有業者の雇用形態を見ると、府・市ともにパートの割合が最も高くなっている(表2-6)。しかし、その割合は府と市では異なる。府では6割近くがパートであり、正社員の割合は34.3%である。これに対して、市ではパート(45.1%)と正社員(40.5%)の割合にそれほど大きな差はない。

表 2-6 雇用形態

	正社員	パート	自営業等	その他	合計
大阪府	69	115	11	6	201
	34.3%	57.2%	5.5%	3.0%	100%
大阪府	104	116	15	22	257
	40.5%	45.1%	5.8%	8.6%	100%

(大阪府不明3件を除く)

2-5. 収入の状況

市の平均総収入(2,513,668円)は府のそれ(2,054,343円)を大きく上回っている(表2-7)。収入の内訳を見ると各項目の比率について府・市で大きな差はない(表2-8)。

表 2-7 収入

		100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400～500万円未満	500万円～	合計	平均(円)
大阪府	合計	35	67	72	28	7	4	213	2,054,343
		16.4%	31.5%	33.8%	13.1%	3.3%	1.9%	100%	
	死別	4	11	9	7	3	2	36	2,487,734
		11.1%	30.6%	25.0%	19.4%	8.3%	5.6%	100%	
大阪府	生別	31	56	63	21	4	2	177	1,966,196
		17.5%	31.6%	35.6%	11.9%	2.3%	1.1%	100%	
大阪府	合計	18	69	97	40	13	9	246	2,513,668
		7.3%	28.0%	39.4%	16.3%	5.3%	3.7%	100%	
	死別	2	4	12	7	2	3	30	2,805,064
		6.7%	13.3%	40.0%	23.3%	6.7%	10.0%	100%	
大阪府	生別	16	65	85	33	11	6	216	2,441,736
		7.4%	30.1%	39.4%	15.3%	5.1%	2.8%	100%	

(不明・大阪府 27件 大阪府 38件を除く)

表 2-8 収入内訳

		勤労収入	養育費	遺族年金	児童手当	児童扶養手当	生活保護	その他	有効回答数
大阪府	合計	205	24	31	47	171	30	13	240
		85.4%	10.0%	12.9%	19.6%	71.3%	12.5%	5.4%	100%
	死別	26	0	31	3	4	1	4	37
		70.3%	0.0%	83.8%	8.1%	10.8%	2.7%	10.8%	100%
大阪府	生別	179	24	0	44	167	29	9	203
		88.2%	11.8%	0.0%	21.7%	82.3%	14.3%	4.4%	100%
大阪府	合計	249	19	29	75	192	33	13	283
		88.0%	6.7%	10.2%	26.5%	67.8%	11.7%	4.6%	100.0%
	死別	30	0	29	2	4	0	5	37
		81.1%	0.0%	78.4%	5.4%	10.8%	0.0%	13.5%	100.0%
大阪府	生別	219	19	0	73	188	33	8	246
		89.0%	7.7%	0.0%	29.7%	76.4%	13.4%	3.3%	100.0%

(大阪府不明1件を除く)

市は府と比較して正社員雇用の割合が大きいところから、勤労収入の格差が総収入の差に反映されているものと考えられる。

3. 母子世帯に対する公的住宅支援

母子世帯のニーズと公的住宅支援策とのミスマッチ問題は、本研究において重要な論点である。そこで、アンケート調査の結果を利用して、母子世帯に対する3つの公的住宅支援の実態を具体的に検討する。

3-1. 母子生活支援施設

母子生活支援施設(旧母子寮)は、生活に困窮する母子世帯を対象とした一時保護施設で、児童福祉法第38条にもとづくものである。社会福祉施設等調査結果の概要によると、1959年に全国で652ヶ所あった施設数は、2003年には288ヶ所にまで減少している。その理由は利用者数の低下にある。

表3-1は、大阪府母子世帯の母子生活支援施設への入所希望の有無を示したものである。これを見ると、母子生活支援施設を「これまでも利用したいと思ったことはないし、現在も必要ない」と回答した世帯の割合が最も多く56.1%となっている。次いで母子生活支援施設を「知らない」(28.4%)が続く。他方で、「利用したい」と答えたのはわずか3.0%であった。

表 3-1 母子生活支援施設への入居希望 (不明13件を除く)

利用経験がある	過去に利用を希望したが入所できなかった	利用したい	これまでも利用したいと思ったことはないし、現在も必要ない	知らない	合計
9	25	8	152	77	271
3.3%	9.2%	3.0%	56.1%	28.4%	100%

母子世帯の住宅確保の困難は深刻であり、一時保護施設を必要とする母子世帯は多く存在するはずである⁷⁾。それにもかかわらず、このように利用希望者が少ない要因は、利用者ニーズと施設側が提供する支援とのミスマッチにある。松原（1999）は、施設の老朽化や居室の狭さ、また公的施設ゆえの硬直的な対応について利用者は大きな不満を持っていると指摘している。田端（1993）は施設に対する差別視という社会的風潮にその原因があると示唆している。

他方で、「過去に利用を希望したが入所できなかった」という回答が 9.2%（25 人）であることも看過できない。彼女らがどの程度の行動を起こしていたのか、例えば、役所の窓口へ赴いたが断られたのか、それとも、ただ希望しただけで行動を起こさなかったのか等については今後精査が必要である。しかし、ヒアリング調査でも「窓口に入所の希望を申し出たが、空きがないので追い返された」などという声があっただけに、希望が利用に結びついていないケースも多々存在することが懸念される。

3-2. 公営住宅優先入居制度

公営住宅優先入居制度とは、公営住宅入居申込み者のうち、一部住宅困窮度の高い者を一般住宅困窮者よりも優先して入居を認めるものであり、厚生省の通達に基づいて実施されている。1955 年にはじめて、公営住宅入居者選考の際に母子世帯を優先的に取り扱う旨の通達が出されてから、数度の通達を経て現在に至っている。しかし、公営住宅法には、どのような者の住宅困窮度がより高いかについて明記されていないため、母子世帯に対する公営住宅優先入居制度を設けていない自治体がある⁸⁾。また優先入居制度を導入している自治体でも優先枠は絶対的に不足しており、母子世帯のニーズに十分対応できていないのが現状である。

公営住宅入居希望の有無を図 3-1 に示す。これを見ると、府・市ともに「入居したい」の割合が最も高く、次いで「どちらともいえない」の割合が高い。

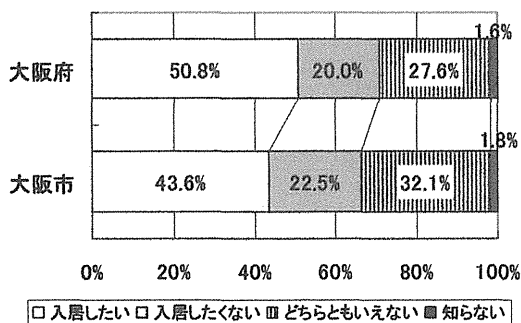


図 3-1 公営住宅への入居希望

アンケートの自由記述欄には、「何度応募してもあたらない」、「希望する地域に空きがない」という内容の記述が

非常に多く見られた。またヒアリング調査では、公営住宅への入居希望はあるが、子供の学区に公営住宅がないため応募を思案しているというケースがいくつかあった。子供の学校は勿論、職場への通勤距離、近隣の人間関係などの条件が満たされて、初めて生活が成り立つ母子世帯がほとんどである。ところが公営住宅は立地が限定されており、これらの条件が満たされないという障害がある。そのために、「どちらともいえない」という回答が 3 割を占めているのではないかと考えられる。

3-3. 母子福祉資金（住宅資金、転宅資金）貸付制度

母子福祉資金貸付は、母子及び寡婦福祉法第 10 条にもとづく事業である。その中で住宅に関する貸付事業として住宅資金、転宅資金貸付がある。住宅資金とは、現在住んでいる住宅の増築や補修に必要な資金、又は自ら居住する住宅の建設及び購入するために必要な資金である。転宅資金とは、住宅の移転に伴う資金、権利金などの一時金に充てる資金である。住宅資金貸付限度額は 150 万円であり、転宅資金貸付限度額は 26 万円である。年間金利はともに 3%となっている。

図 3-2 は、住宅資金、転宅資金の利用希望の有無を示したものである。これを見ると、住宅資金、転宅資金を「知らない」という割合が最も高い。府に至っては半数以上がこの制度を知らないと回答している。

他方で「利用したことがある」世帯は、府・市ともにそれぞれ 1.7%、3.2%と極めて少ない。この制度は、償還能力の査定が厳しく、保証人が必要とされるなどの制約条件がある。経済力の乏しい母子世帯にとって利用しにくい制度となっているのが現状である。実際、ヒアリング調査では「借金をしても返済する自信がない」「保証人が 2 人必要だが、なかなか頼める人がいない」などの声が多かった。

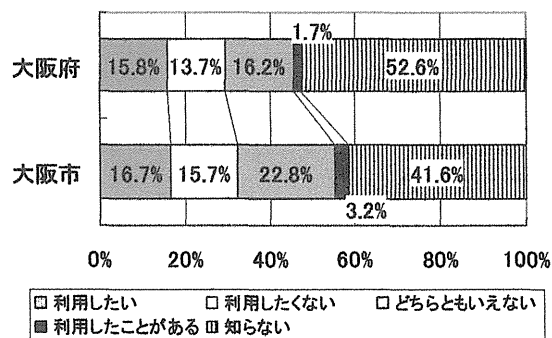


図 3-2 住宅資金、転宅資金貸付制度の利用希望

以上の検討をまとめると、1) 母子生活支援施設は、利用者ニーズと施設側が提供する支援とのミスマッチ、そして施設に対する差別視の風潮を要因とする施設利用者数の低下が問題となっている。2) 公営住宅優先入居制度は、需

要に対して供給量が絶対的に不足していること、また比較
的入居しやすい公営住宅はあるものの、それは不便な地域
に限定されている。この問題は、居住状況の地域格差とも
関わって重大な意味を持っている。3)住宅資金、転宅資金
貸付制度は、その周知度が極めて低いことが最大の問題で
ある。また、資格要件の厳格さは母子世帯の利用を排除す
る結果となっている。

4. 母子世帯の住生活問題

4-1. 居住地選択—大阪市を対象として—

本節では、母子世帯の居住地移動の状況と居住地選択の
要因について検討する。この論点は居住状況の地域格差の
問題と密接に関連するものである。従って、母子世帯の住
生活にとって相対的に有利と見られる大都市（大阪市）に
対象を絞って検討する。

東京女性財団（1993）は、母子世帯が居住地として大都
市を選択するのは「就労の場があって周囲からの煩わしい
視線を避けることができるという理由」によると指摘して
いる。他方で渋谷（1986）は、保育サービスをはじめとし
た社会的諸サービスの充実及び安価な借家・アパートの入
手可能性を挙げている。

しかし、こうした分析には疑問がある。果たして母子世
帯はこのような理由で立地選択を行っているのだろうか。

母子世帯は、母子世帯になることを機に転居する割合が
高いことが明らかとなっている⁹⁾。大阪市の傾向も同様で
あり、母子世帯になることを機に転居した世帯は211世帯
（76.7%）、転居しなかった世帯は64世帯（23.3%）であ
った。

表4-1は、結婚時の居住地を示したものである。これ
を見ると、転居によって大阪市内で移動した世帯の割合が
最も高く（45.1%）、次いで転居しなかった世帯の割合が
高い（23.4%）。つまり、約7割の世帯が居住地を変更せ
ずに大阪市内に留まっている。

表4-1 結婚時の居住地

大阪市内		大阪府内	大阪府外	合計
転居なし	転居した			
64	123	41	45	273
23.4%	45.1%	15.0%	16.5%	100%

（不明11件を除く）

次に、大阪市を居住地として選択した理由について見る。
「転居なし」と回答した64世帯の転居しなかった理由を
図4-1に示す。特に理由なくその住宅（地域）に留まっ
た世帯が55.6%であるが、次いで割合が高いのが「子供
の学校・保育所の都合」（39.7%）である。

更に、母子世帯になることを機に転居した世帯の居住地
選択の理由を見る。

まず、結婚時の居住地が大阪市内だった123世帯の回答
を見ると、「子どもの学校・保育所の都合」が最も高く
52.8%となっている。続いて、「親類知人がいるから」の
割合が36.6%と高い（表4-2）。

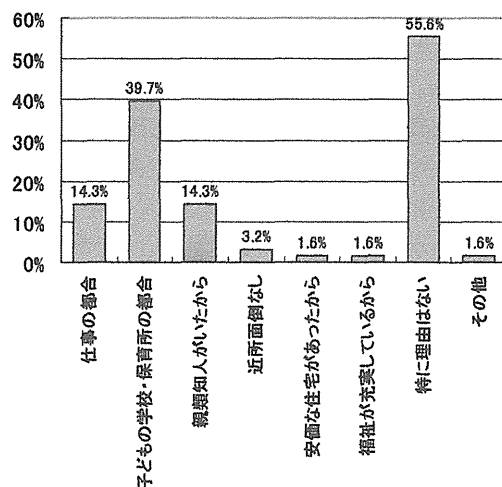


図4-1 転居しなかった理由

表4-2 居住地選択の理由

結婚時の居住地	親類知人がいたから	子どもの学校・保育所の都合	仕事の都合	近所付き合い等の面倒なし	公営住宅があつたから	安価な住宅があつたから	福祉が充実しているから	特に理由はない	その他	有効回答数
大阪市内	45 36.6%	65 52.8%	35 28.5%	8 6.5%	20 16.3%	14 11.4%	1 0.8%	3 2.4%	23 18.7%	123
大阪府内	31 75.6%	16 39.0%	6 14.6%	1 2.4%	8 19.5%	2 4.9%	1 2.4%	1 2.4%	3 7.3%	41
大阪府以外	38 84.4%	16 35.6%	11 24.4%	1 2.2%	4 8.9%	6 13.3%	1 2.2%	0 0.0%	6 13.3%	45
合計	114 54.5%	97 46.4%	52 24.9%	10 4.8%	32 15.3%	22 10.5%	3 1.4%	4 1.9%	32 15.3%	209

（不明11件を除く）

他方で、大阪府及び大阪府以外から大阪市内に移動して
きた世帯では、「親類知人がいたから」の割合がそれぞれ
75.6%、84.4%と極めて高く、「子供の学校の都合」がそ
れに次いで39.0%、35.6%である。

以上の観察をまとめると、母子世帯の居住地選択は2つ
のケースに大別できる。

第1は、結婚時の居住環境、特に子供の居住環境を最優

先して、転居しない、あるいは居住地を変更せずに別の住宅に移動するケースである。

小学校や中学校の子供を転校させることを嫌がる母子世帯は多い。「転校させて新しい学校に馴染めなかったり、いじめにあったりしたら困る」「母子世帯になったことで環境が変わる上に、学校まで転校させるのは子供にとってストレスが大きいと思う」という声はヒアリング調査でもよく聞かれた。

第2は、親類・知人を頼って居住地を移動するケースである。親類や知人を頼る理由は「育児や家事を助けてもらうため」や「近くに知合いがいると安心だから」というものが主であろう。母子世帯の母親は1人で仕事、育児・家事をこなさなければならない。また、緊急に子供を保育所に迎えにいかなければならない、あるいは母親本人が熱を出して育児が困難というような不測の事態もしばしば起こりうる。従って、親類、知人の援助は母親にとって極めて貴重である。

東京女性財団（1993）の研究にも見られるように、仕事の確保は母子世帯が自立する上で最も重要な要素と考えられがちである。しかしながら、仕事を理由に大阪市を居住地として選択した世帯は意外にも少ない。この調査結果は、いくら雇用機会が多くても、それだけで母子世帯の生活が成り立つわけではないということを示唆している。

また、いくら費用の安い住宅があってもそれだけで母子世帯の生活は成り立つわけではない。居住地選択の理由として「公営住宅が当たったから」という回答は32件（15.3%）であった。これらの世帯が他にどの項目を選択したかを見ると、5割が「子どもの学校・保育所の都合」、また4割以上が「親類知人がいたから」を選択していた。これは、低家賃の住宅があってもそれだけで母子世帯のニーズが満たされるものではないという事情を示唆するものである。

ヒアリング調査において、都心から遠距離の地域にある、比較的に入居しやすい公営住宅への入居希望を尋ねてみた。すると、「近辺に働くところが全くないと思うから通勤時間がかかりかかる。そうすると、保育所の送り迎えなどの問題が出てくる。近所に知合いがなく育児面で助けてもらえないとなるとパート労働しかできない。それにパート労働だと交通費がかさで生活費が圧迫される」という回答が得られた。

以上の検討から、たんに就労支援だけ、住宅支援だけでは、母子世帯の自立は困難であることが明らかとなった。そこに母子世帯に固有な住生活問題の所在が確認できる。

4-2. 育児問題と職場の立地

ここでは、上で見た就労と育児との関係を具体的に検討する。

母子世帯の母親の就労が不安定である要因の1つに、育児の問題がある。手のかかる0～3歳児を抱える母親の就労は特に不安定である。これは、0～3歳の子供を持つ世帯の無業の割合が最も高くなっていることから明らかであろう（図4-2）。

図4-3は就学前の子どもを持つ母親の就業に関する困難を示したものである。これを見ると「子どもがケガ等をするたびに早退せざるをえない」が特に高く、7割を超えている。

保育所は原則として子どもがケガや発熱した場合預かってはくれない。そのため、子どもに何かがあるたびに早退しなければならないという状況がある。頻繁に早退していると会社で働きにくくなり、辞職せざるを得なくなるケースも少なくない。

次いで「残業が不可能」が6割と高い。母親本人が子どもの送り迎えをしている場合、保育所の閉所時間に間に合うように帰宅しなければならないという状況がある。特に、職場から保育所までの距離が遠い場合には就労時間は更に制限される。不測の時に敏速な対応が取れ、その上子供の送迎時間に融通を合わせるとなると、就労できる職場の立地条件は極めて限られたものとなる。

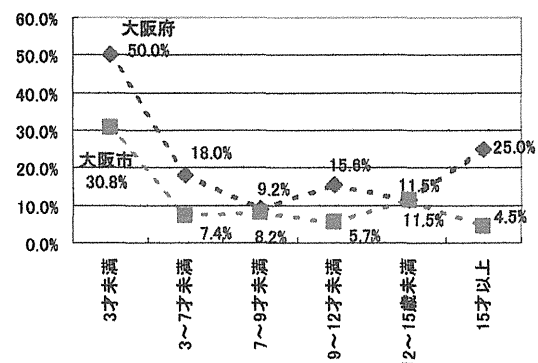


図4-2 子供の最少年齢別無業の割合

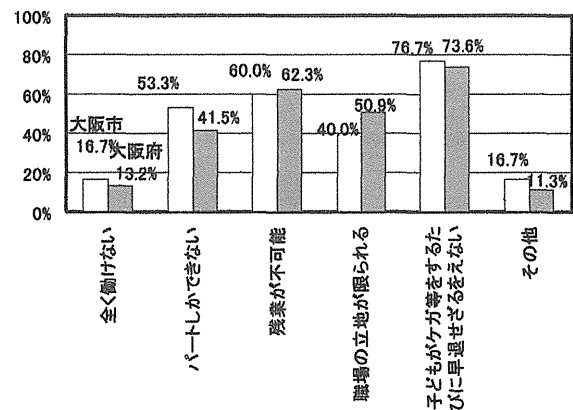


図4-3 育児と就業に関する困難

図4-4は、有業者の通勤時間を示したものである。こ

れを見ると、府（46.5%）、市（50.0%）ともに通勤時間15分未満の割合が最も高い。

また、職場までの交通手段を見ると、府・市ともに「自転車のみ」の割合が最も高い。しかし、その割合は市（55.5%）が府（35.4%）を約20%も上回っている。他方で、府・市の相違が最も大きいのが車の割合であり、市が2.8%であるのに対して、府では29.3%である（表4-3）。

つまり、育児と仕事を両立するために、母子世帯は居宅からほど近くの、自転車で通勤できる範囲に職場を探す傾向が強いと言える。特にこの傾向は、市において強く現れている。市では雇用機会が相対的に多く、居宅近辺に自転車で通勤可能な職場を見つけることが比較的容易であるが、逆に府では市のように交通の便が良くないため、自動車・バイクを利用しなければならない世帯が多い。これらの事情は、「職場の立地が限られる」という項目で、市（40.0%）が府（50.9%）よりも約10ポイント以上も低くなっていることから確認できる。

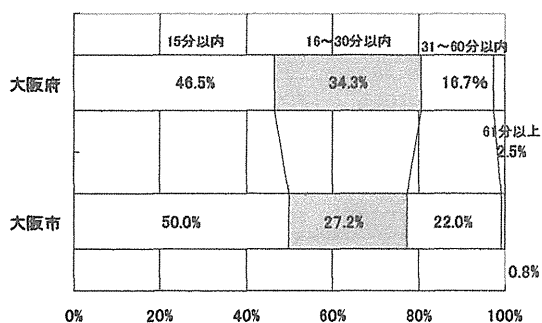


図4-4 通勤時間

表4-3 交通手段

	徒歩のみ	自転車のみ	バイク	バス	電車	車	その他	自宅勤務	有効回答数
大阪府	9 4.5%	70 35.4%	12 6.1%	12 6.1%	48 24.2%	58 29.3%	3 1.5%	0 0.0%	198 100%
大阪市	11 4.3%	141 55.5%	3 1.2%	11 4.3%	80 31.5%	7 2.8%	2 0.8%	6 2.4%	254 100%

（不明・大阪府3件、大阪市6件を除く）

5 母子世帯の居宅の質と住居費負担

本節では、住宅所有関係別に母子世帯の居住水準と住居費負担の状況を分析する。大阪府及び大阪市について住宅所有関係を図5-1に示す。市は府と比較して持家の割合が高く、民間借家の割合が低い。また同居の割合が府でやや高くなっている。

5-1. 最低居住水準¹⁰⁾から見る母子世帯の居住実態

平成10年の住宅統計調査によると、最低居住水準以下の住宅に居住する一般世帯の割合は、大阪府では11.7%、大阪市では15.5%となっている。他方で、本調査におけ

る母子世帯の状況を見ると、大阪府では17.3%、大阪市では28.5%もの世帯が最低居住水準以下の住生活を強いられている（表5-1）。

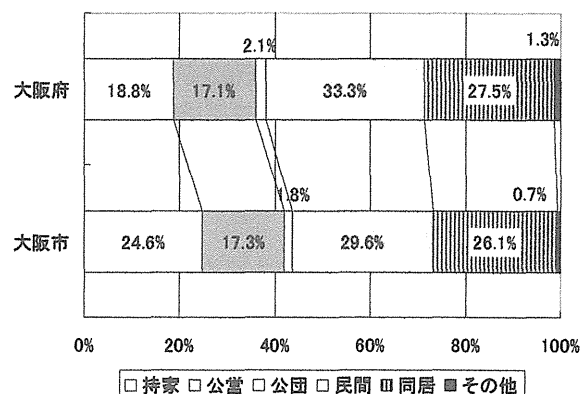


図5-1 住宅所有関係

表5-1 最低居住水準の状況

	水準以上		水準以下	
	大阪府	大阪市	大阪府	大阪市
持家	41 97.6%	60 92.3%	1 2.40%	5 7.7%
公営	36 87.8%	37 78.7%	5 12.2%	10 21.3%
民間	52 69.3%	47 58.0%	23 30.7%	34 42.0%
同居	53 85.5%	44 62.9%	9 14.5%	26 37.1%
合計	182 82.7%	188 71.5%	38 17.3%	75 28.5%

（不明・大阪府20件、大阪市21件を除く）

次に住宅所有関係別に最低居住水準以下の割合を見ると、府・市ともに、民間借家でその割合が最も高い。経済力の低い母子世帯は、低質な借家に集中する傾向が高いのである。また、この傾向は大都市において顕著である。大阪市では8世帯が1Kの民間アパートでの生活を強いられていた。

都市部の母子世帯に対するヒアリング調査で、「部屋数が少なくプライバシーが全くない」「狭いか古いかのどちらかを妥協しないと（支払える範囲の）住宅は見つからない」などの声をしばしば耳にした。また、大阪市のアンケート自由記述欄には、「壁が崩れてきている」「床が落ちそうだ」などの記述が非常に多く見られた。民間借家では、過密居住の問題もさることながら住宅の老朽化も深刻な問題であることがうかがえる。

府と市で同居の割合においてやや相違が見られた。そこで、同居先の住宅の種類を見ると、府・市ともに持家の割合が6割以上と最も高くなっている。また、府では民間借家の割合（22.7%）が高く、市では公営住宅（21.6%）の

割合が高い（図 5-2）。

同居先の住宅種類を持家と借家に分けて最低居住水準以下の住宅の割合を見る。その割合は、持家、借家ともに、市が府より高くなっている（図 5-3）。市の借家にいたっては 56.0%が最低居住水準以下の住宅に同居している。

一般に借家は持家に比べて居住面積が狭く、同居のスペースは限られている。また大阪市では同居先が公営住宅である割合が 21.6%と高かった。これらのことから、同居先が居住スペースや家計に余裕があるというケースばかりではないことがわかる。

同居する理由としては、「育児支援が必要だから」「経済的に余裕がないので仕方なく」というケースが多い。逆に、「親の面倒をみなくてはならない」というケースもある。同居先が劣悪な住生活環境下にあっても、そこに居住せざるを得ないという母子世帯の事情がうかがえる。

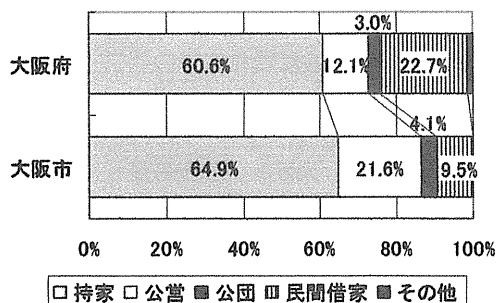


図 5-2 同居先の住宅所有関係

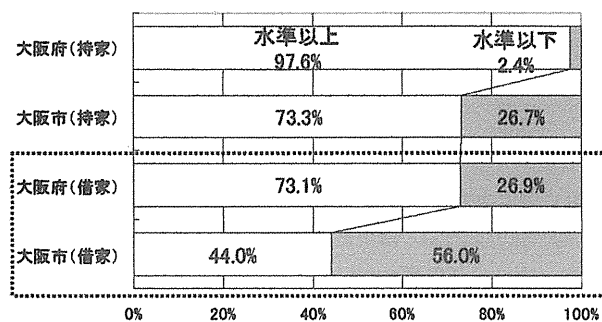


図 5-3 同居先（持家と借家）と最低居住水準

5-2. 住居費負担率から見る母子世帯の居住実態

住宅所有関係別に住居費負担の有無を見ると、民間借家、公営住宅では、全ての母子世帯が住居費を負担している。他方で、持家と同居では住居費を負担していない世帯が見られる。住居費負担のない世帯の割合は、府の持家で 13.3%、府の同居で 55.4%、市の持家で 20.3%、市の同居で 60.9%である（表 5-2）。

次に住居費の内訳を見る。借家では住居費の殆どが家賃及び「その他」に含まれる共益費等である。他方、持家の住居費には住宅ローン返済や固定資産税がある。その割合は、府ではローン 30.8%、固定資産税 71.8%である。市

ではローン 57.4%、固定資産税 95.7%となっている（表 5-3）。

持家を所有する母子世帯は、死別の際に持家を相続したり、離婚の際の財産分与等で持家を譲り受けたりするケースが多い¹¹⁾。そのため、ローンを返済している世帯の割合が 3~4 割となっているのである。アンケートの自由記述欄には、「高額な家賃を支払うなら、同額のローンで持家を購入しようと思った」というように、新たにローンを借入れ、住宅を購入したケースも見られた。

同居では、同居先の住宅の種類によって住居費負担の内容は異なる。しかし、府・市ともに家賃支払が最も多い（それぞれ 69.0%、55.6%）。

表 5-2 住居費の有無

	有り		無し	
	大阪府	大阪市	大阪府	大阪市
持家	39 86.7%	47 79.7%	6 13.3%	12 20.3%
公営	41 100%	46 100%	0 0%	0 0%
民借	79 100%	77 100%	0 0%	0 0%
同居	29 44.6%	27 39.1%	36 55.4%	41 60.9%
その他	8 100%	7 100%	0 0%	0 0%
合計	196 82.4%	204 79.4%	42 17.6%	53 20.6%

（不明大阪府 2 件、大阪市 27 件除く）

表 5-3 住居費内訳

		家賃	ローン	固定資産税	その他	有効回答数
		割合	割合	割合	割合	
大阪府	合計	157 80.1%	16 8.2%	34 17.3%	18 9.2%	196
	持家	0 0%	12 30.8%	28 71.8%	14 35.9%	39
	公営	41 100%	0 0%	0 0%	0 0%	41
	民間	79 100%	0 0%	0 0%	0 0%	79
	同居	20 69.0%	4 13.8%	6 20.7%	4 13.8%	29
	その他	8 100%	0 0%	0 0%	0 0%	8
大阪市	合計	149 73.0%	33 16.2%	54 26.5%	108 52.9%	204
	持家	0 0.0%	27 57.4%	45 95.7%	27 57.4%	47
	公営	46 100%	0 0%	0 0%	29 63%	46
	民間	77 100%	0 0.0%	0 0.0%	38 49.4%	77
	同居	15 55.6%	6 22.2%	9 33.3%	11 40.7%	27
	その他	7 100%	0 0%	0 0%	3 43%	7

平均住居費を見ると、市（53,026 円）が府（44,365 円）よりも高くなっている。住宅所有関係別では、いずれの住

宅の種類についても、市の平均住居費は府よりも高い。また、府・市ともに民間借家の住居費が最も高く、府では58,391円、市では68,024円である（表5-4）。

続いて、住居費負担率を見る。住居費負担率とは、収入に対して住居費が占める割合のことである。

調査対象世帯の中には、収入よりも高い住居費を支払っている世帯が存在する。これは府では11世帯、市では6世帯であった。これらの世帯は、貯蓄を切り崩したり、借金したりして住居費を工面していると考えられる。

これら17世帯を除いた世帯の住居費負担率を表5-5に示す。

平均住居費負担率は、府26.60%、市26.57%で大差はない。住宅所有関係別に見ても、負担率は府・市ともにほぼ同レベルとなっている。大阪市では府に比べて住居費が高いが収入も高いため、住居費負担率は府とほぼ同レベルになっているのである。

住宅所有関係別に見ると、府（36.80%）、市（36.92%）ともに民間借家の平均住居費負担率が最も高い。低収入の母子世帯にとって、4割近い住居費負担率は家計を極度に圧迫している。逆に住居費負担率が最も低いのは公営住宅であり、その割合は府が13.00%、市が14.10%である。

表5-4 住居費

	3万未満	3~5万未満	5~6万未満	6~7万未満	7~8万未満	8~9万未満	9万以上	合計	平均(円)
大阪府	57 30.0%	49 25.8%	31 16.3%	19 10.0%	11 5.8%	13 6.8%	10 5.3%	190 100%	44,385
持家	14 38.9%	11 30.6%	2 5.6%	3 8.3%	2 5.6%	0 0.0%	4 11.1%	36 100%	39,665
公営	31 77.5%	7 17.5%	1 2.5%	1 2.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	40 100%	21,329
民間	1 1.3%	18 22.8%	25 31.6%	15 19.0%	8 10.1%	10 12.7%	2 2.5%	79 100%	58,391
同居	7 25.9%	11 40.7%	2 7.4%	0 0.0%	1 3.7%	3 11.1%	3 11.1%	27 100%	46,225
その他	4 50.0%	2 25.0%	1 12.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 12.5%	8 100%	35,915
合計	57 27.9%	29 14.2%	34 16.7%	26 12.7%	19 9.3%	13 6.4%	26 12.7%	204 100%	53,027
大阪市	18 38.3%	2 4.3%	6 12.8%	5 10.6%	4 8.5%	3 6.4%	9 19.1%	47 100%	54,083
公営	31 67.4%	11 23.9%	4 8.7%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	46 100%	24,185
民間	0 0.0%	7 9.1%	20 26.0%	17 22.1%	14 18.2%	8 10.4%	11 14.3%	77 100%	68,025
同居	8 29.6%	8 29.6%	1 3.7%	3 11.1%	0 0%	2 7.4%	5 18.5%	27 100%	55,412
その他	0 0%	1 14.3%	3 42.9%	1 14.3%	1 14.3%	0 0%	1 14.3%	7 100%	61,286

（大阪府不明6件を除く）

民間借家に居住する母子世帯に対するヒアリング調査でも「住居費は生活費の中で最も高額で、毎月確実に出て行く。それに節約が不可能。公営住宅に入居できたらもう少しましな生活ができると思う」という声が聞かれた。

民間借家では、5割以上の世帯が30%以上の住居費負担率を強いられている。中には50~100%未満の負担を強いられている世帯も存在する。

前述したように、母子世帯の就労形態は極めて不安定で

ある。「支払える範囲の家賃」と判断して入居しても、突然の解雇や減給などで家賃負担が急増することは珍しくない。中には、家賃が支払えず滞納している世帯も存在する。その割合は、府が20.5%、市が16.5%である（表5-6）。

以上の分析から、母子世帯の住居費負担は重く、特に民間借家においてその負担が極めて重くなっていることが確認できる。他方で、市での平均収入額は府に比べて高いものの、住居費も高いため、負担率としては市・府でほとんど差がないという結果が得られた。

表5-5 住居費負担率

		住居費を支払っているものの住居費負担率(%)							平均
		10未満	10~20未満	20~30未満	30~40未満	40~50未満	50~100未満	合計	
大阪府	合計	27 17.9%	32 21.2%	42 27.8%	19 12.6%	11 7.3%	20 13.2%	151 100%	26.80
	持家	9 21.4%	5 11.9%	11 26.2%	1 2.4%	1 2.4%	2 4.8%	29 69%	20.00
	公営	15 37.5%	17 42.5%	3 7.5%	1 2.5%	0 0.0%	1 2.5%	37 93%	13.00
	民間	0 0.0%	4 6.3%	22 34.9%	14 22.2%	8 12.7%	14 22.2%	62 98%	36.80
	同居	3 12.0%	6 24.0%	6 24.0%	3 12.0%	2 8.0%	3 12.0%	23 92%	27.50
	合計	32 18.8%	38 22.4%	27 15.9%	44 25.9%	14 8.2%	15 8.8%	170 100%	26.57
大阪市	持家	13 31.0%	5 11.9%	8 19.0%	9 21.4%	4 9.5%	3 7.1%	42 100%	24.24
	公営	15 37.5%	18 45.0%	4 10.0%	1 2.5%	2 5.0%	0 0%	40 100%	14.10
	民間	0 0%	4 6.3%	12 19.0%	31 49.2%	8 12.7%	8 12.7%	63 100%	36.92
	同居	4 16.0%	11 44.0%	3 12.0%	3 12.0%	0 0%	4 16.0%	25 100%	23.41
	合計	32 18.8%	38 22.4%	27 15.9%	44 25.9%	14 8.2%	15 8.8%	170 100%	26.57
	合計	32 18.8%	38 22.4%	27 15.9%	44 25.9%	14 8.2%	15 8.8%	170 100%	26.57

（不明・大阪府45件、大阪市34件を除く）

表5-6 家賃及びローンのある世帯の滞納状況

	滞納無		滞納有	
	大阪府	大阪市	大阪府	大阪市
持家	12 85.7%	26 89.7%	2 14.3%	3 10.3%
公営	32 78.0%	41 85.4%	9 22.0%	7 14.6%
民間	61 77.2%	61 79.2%	18 22.8%	16 20.8%
同居	20 83.3%	18 85.7%	4 16.7%	3 14.3%
その他	7 87.5%	6 85.7%	1 12.5%	1 14.3%
合計	132 79.5%	152 83.5%	34 20.5%	30 16.5%

6. まとめと今後の課題

本研究で明らかとなった、大都市（大阪市）とその周辺の郊外地域（大阪府）における母子世帯の生活問題及び居住状況の実態と地域格差は以下の諸点に要約できる。

第1に、母子世帯の就業は育児に制約される。そのため、居宅から15分程度の自転車で通える範囲に職場を見つける傾向が高い。その傾向は、雇用機会の集中する大都市でより強く表れている。また、大都市での母子世帯の分析が

ら、母子世帯は、仕事や低家賃住宅よりも、子供の学校の都合や親類・知人の支援を重視して居住地を選択していることが明らかになった。

第2に、一般世帯と比較すると母子世帯の居住水準は低く、中でも民間借家の居住水準は極めて低い。また、大都市の母子世帯の居住水準は、郊外のそれよりも更に低い。

第3に、大都市の住居費は郊外と比較して高い。しかし、住居費負担率については大都市と郊外の間に大きな差は見られなかった。これは、大都市の方が郊外よりも世帯収入が高いためである。住宅所有関係別に住居費負担率を見ると、民間借家のそれが最も高くなっている。

本研究における重要な論点の1つは、母子世帯のニーズと公的住宅支援とのミスマッチ問題であった。本研究はこの問題の実態を具体的に明らかにした。

本研究の成果から、このミスマッチ問題を解決しうる施策の方向性について、以下のような結論を導き出すことができる。

第1に、母子世帯のニーズは安定した就業の確保、居宅から至近な範囲での勤務先の確保と育児・教育施設の存在、親類・知人からの支援など多岐にわたっている。これらのニーズが満たされる可能性は、郊外よりも大都市において大きい。しかし、その大都市において母子世帯の居住実態は深刻である。特に、大都市の民間借家に居住する母子世帯は、最低居住水準以下の住環境を強いられている世帯が多く、その住居費負担率も高い。

母子世帯の居住水準の改善、住宅支援は緊急の課題である。公営住宅に対する母子世帯のニーズは大きい。大都市で公営住宅供給を進めることの困難や、母子世帯集住に対する社会的偏見などが考慮されなければならない。母子世帯の多岐にわたるニーズにかなう居住確保のため、家賃補助制度の導入など民間借家を活用した施策の導入が必要である。

第2に、安定的な就労と収入の確保は母子世帯が自立する上で重要な要素である。しかし、就労支援単独では母子世帯の自立に対する有効な支援たりえない。母子世帯に対する育児支援制度が欠落しているわが国では、親類・知人等による支援、いわゆる自助努力によって育児問題を解決している母子世帯がほとんどである。だが、本研究が明らかにした母子世帯の実態を見る限りでは、育児問題は解決していると言うことはできない。従って、育児を含む生活支援の強化を早急に行う必要がある。

第3に、母子世帯に対する住宅支援、就労支援、育児・生活支援をそれぞれ別個に行うだけでは有効な結果につながらない。これらを適切に組み合わせ、総合的に発展させる必要がある。それは公共・民間企業・市民NPOの連携によって実現されうるものと考えられる。こうした母子世帯自立支援の総合的な施策と実行体制を究明することが、本研究の今後の課題である。

<注>

- 1) 母子及び寡婦福祉法に記述されている母子世帯の定義は、1 配偶者と死別した女子であって現に婚姻をしていない者。2 離婚した女子であって現に婚姻をしていないもの。3 配偶者の生死が明らかでない女子。4 配偶者から遺棄されている女子。5 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができない女子。6 配偶者が精神又は身体障害により長期（1年以上）にわたって労働力を失っている女子。7 配偶者が法令により長期（1年以上）にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない女子。8 婚姻によらないで母となった女子であって現に婚姻をしていない者とされている。
- 2) 母子世帯の居住実態を扱った統計調査には、①国勢調査、②全国母子世帯等調査、③全国消費実態調査、④家計調査、⑤地方自治体が独自に行っている調査がある。
- 3) 2003年3月にNPO法人を取得。会員は全国に700世帯存在する。離別、死別、未婚の母子世帯会員と父子世帯会員から成る。事業内容は、一人親世帯の自立を促す情報提供、交流の場の提供、調査提言、行政への働きかけなどを行っている。
- 4) 調査対象世帯の属性は以下の通りである。

No	現在の住宅	本人の年齢(歳)	子どもの数	末子の年齢(歳)	母子世帯になってからの経過年数
1	持家	44	3	14	8年
2	民間賃貸	53	2	17	9年
3	民間賃貸	39	1	1	1年
4	民間賃貸	47	2	14	4年
5	民間賃貸	41	1	2	1年
6	実家	43	2	6	7年
7	公団	47	3	14	2年
8	民間借家	40	1	16	4年
9	公営	50	2	20	16年
10	実家	40	1	8	6年
11	民間借家	28	1	2	3年
12	持家	55	1	20	18年
13	公営	30	1	6	5年
14	民間借家	40	3	4	2年
15	公団	28	1	1	2年
16	実家	46	1	15	14年
17	民間借家	35	1	5	4年
18	公営	49	1	14	14年
19	公営	50	1	20	19年
20	公営	47	1	18	16年
21	民間借家	38	2	8	4年
22	民間借家	31	1	4	3年
23	持家	30	1	2	1年
24	民間借家	38	2	7	7年
25	民間借家	42	2	6	7年
26	実家	30	1	5	3年
27	実家	33	1	1	1年
28	民間借家	30	1	3	3年
29	公団	23	1	1	1年
30	実家	40	1	6	5年

- 5) 昭和25年、母子世帯及び寡婦の福祉の増進を図ることを目的として設立され、大阪府下37市郡の単位会で組織されている。事業内容は、大阪府からの委託事業である「母子家庭等就業・自立支援センター事業」として、各種就業支援講習会や就業相談等を実施するほか、「母子家庭等日常生活支援事業」として、家庭生活支援員の派遣を行うなど、母子家庭の自立を幅広く支援している。これらの他、独自事業として、無料職業紹介所の開設、各種交流事業、研修事業、子育て支援がある。母子世帯

会員は4,600世帯であり、主に大阪府下37市郡の役所で配布されている広報を見て入会してくる不特定多数の母子世帯が主体となっている。

- 6) 昭和28年母子及び寡婦の福祉の増進を図るために設立された。大阪市からの委託を受け1)法律・生活・就業に関する相談事業、2)家庭生活支援員の派遣、3)簿記、パソコン、調理師、ホームヘルパー（2級）の講座開設、4)各種交流事業を行っている。母子世帯会員は約2000人である。会員は主に大阪市の役所窓口で配布されている広報をみて入会してくる不特定多数の母子世帯が主体となっている。
- 7) 葛西（2005）は母子世帯の住宅確保の困難性を明らかにしている。
- 8) 葛西の調査によると47府県12政令指定都市の中で母子世帯に対する公営住宅優先入居制度を導入していない地域は、茨城県、福井県、静岡県、島根県、鹿児島県である。
- 9) 葛西（2005）を参照。
- 10) 最低居住水準（面積基準）は下の表の通りである。

世帯人員	居室面積 (内法)	住戸専用面積 (壁芯)
1人	7.5㎡ (4.5畳)	18㎡
1人(中高年齢単身)	15.0㎡ (9畳)	25㎡
2人	17.5㎡ (10.5畳)	29㎡
3人	25㎡ (15畳)	39㎡
4人	32.5㎡ (19.5畳)	50㎡
5人	37.5㎡ (22.5畳)	56㎡
6人	45㎡ (27畳)	66㎡

注) ダイニングキッチン及びリビングダイニングキッチンは一部屋とする。

- 11) 葛西（2005）を参照。

<参考文献>

- 1) 葛西リサ、塩崎賢明（2004）『母子世帯と一般世帯の居住状況の相違—住宅所有関係、居住面積、住居費、家賃分析—』日本建築学会計画系論文集第581号
- 2) 葛西リサ、塩崎賢明、堀田祐三子、（2005）『母子世帯の住宅確保の実態と問題に関する研究』日本建築学会計画系論文集第588号
- 3) 渋谷敦司（1986）『都市とフェミニズム運動—女性の視点からの都市再生—』『都市論のフロンティア—新都市社会学の挑戦—』有斐閣
- 4) 田端光美（1993）『女性の自立と居住保障』『女性の自立と社会保障』東京大学出版会
- 5) 東京女性財団（1993）『ひとり親家族に関する研究』財団法人東京助成財団
- 6) 松原康雄（1999）『母子生活支援施設』エイデル出版所
- 7) 由井由通（2003）、『母子世帯の就業と生活状況の地域的差異』広島大学大学院教育学研究科紀要第二部第52号
- 8) （2003）『平成15年社会福祉施設等調査結果の概要』厚生労働省大臣官房統計情報部

<謝辞>

本研究を進めるにあたっては、社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会事務局長の足立久美子氏、社団法人大阪市母と子の共励会丸田一正氏、また、しんぐるまざあずふおーらむ関西の事務局メンバーの皆様に多大のご協力を頂いた。ここに記して謝意を表する。